

安八町告示第66号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年4月25日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年5月27日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

平成31年4月25日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、[Redacted]の敷地の一部であった[Redacted]  
[Redacted]を[Redacted]へ売却した契約の際の諸経費及び買戻した契約の  
際の諸経費、及び本件に関する弁護士相談料、及び本件に係る一切の支出を補填す  
るために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年6月7日付 安総第239号

安八町職員措置請求に基づく勧告に係る措置の実施について

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年4月26日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、                    の敷地の一部であった  を                    へ売却した契約の際の諸経費及び買戻した契約の際の諸経費、及び本件に関する弁護士相談料、及び本件に係る一切の支出を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年5月7日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年5月20日、令和元年5月27日に監査を実施した。

#### (2) 監査対象課

監査対象部署を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員か

ら事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 本件請求人である■■■■（以下「請求人」という。）は、平成29年8月18日付で「監査委員は、町長に対し、別紙売買目録記載の売買に関し、1 行政財産を処分したものであり、地方自治法第238条の4第1項に反する違法なものであるから、買主■■■■に対して、買主■■■■に移転した所有権移転登記を安八郡安八町に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。／2 売買の目的物となった土地を安八郡安八町が賃借したことにより、安八郡安八町が支払った賃料に相当する損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。／3 売買の金額が当時の土地鑑定評価額に基づいている価格であったかを調査し、当時の土地鑑定評価額よりも安かったことが判明した場合は、監査委員は、町長ほか関係機関に対し、同売買により安八郡安八町が被った損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。」との3点を請求の趣旨とした住民監査を請求した者と同一の者である。
- (2) 安八町監査委員（以下「監査委員」という。）は、要件審査を行った結果、平成29年8月18日付で（1）の住民監査請求書を受理した。
- (3) (2)の後、監査委員により（1）に係る監査が実施された。
- (4) (3)の結果、平成29年10月17日付で、「安八町長は、平成28年7月27日、安八町が■■■■と締結した土地売買契約は、法第238条の4第6項の規定により無効となることから、所有権移転登記を回復するとともに、同日、賃貸人■■■■と賃借人安八町長堀正とで締結された当該土地に係る土地賃貸借契約を無効として、既に安八町が■■■■に支出した賃借料全額の返金に係る請求権を行使し、勧告の日から10ヵ月以内に所要の措置を講ずること。」との勧告がされた。
- (5) 監査委員は、請求人に対して、平成29年10月17日付で、(4)の通知「勧告通知書」を郵送にて送達した。
- (6) 安八町長は（4）に従い、平成30年5月29日付けで当該措置を完結した。
- (7) 監査委員は、請求人に対して、平成30年6月7日付で、(6)の通知「安八町職員措置請求に基づく勧告に係る措置の実施について」を郵送にて送達した。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第242条第2項

前項の規定による請求は、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事はできない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

2 仙台地裁平成14年3月25日判決・判例自治238号105頁

法第242条第2項での「正当な理由」について、住民監査請求期間の起算日を住民の個別的事情にかからしめずに当該行為のあった日又は終わった日から1年という画一的な客観的基準によっていることから、監査請求をすることについての客観的障害がある場合、すなわち、当該行為が殊更隠ぺいされている等秘密裡に行われた場合、当該行為の違法性・不当性を判断する上で必要な事実が隠されているような場合、あるいは天災、地変等があった場合などの客観的事情をいい、当該住民の知・不知や病気、旅行等の主観的事情は含まれない旨が示されている。

3 法第238条の4第6項

第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「安八町長が[ ]と締結した土地売買契約は、行政財産を処分することになることから、法第238条の4第1項に抵触する違法行為であるため、売却した契約の際の諸経費や、買戻した契約の際の諸経費は違法な契約に費やしたものであり、安八町が損害を被ったと言わざるをえない。」主張している。

その上で、[ ]を[ ]へ売却した際の諸経費及び買戻した際の諸経費、及び本件に関する弁護士相談料、及び本件に関する一切の支出を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

はじめに、安八町が[ ]に[ ]を売却した契約の際の諸経費を含む一切の支出について検討した。

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の請求期間は、法第242条第2項「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事はできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。

そして、同条第2項にいう正当な理由とは、仙台地裁平成14年3月25日判決・判例自治238号105頁を見るに、「住民監査請求期間の起算日を住民の個別的事情にかからしめずに当該行為のあった日又は終わった日から1年という画一的な客観的基準によっていることから、監査請求をすることについての客観的障害がある場合、すなわち、当該行為が殊更隠ぺいされている等秘密裡に行われた場合、当該行為の違法性・不当性を判断する上で必要な事実が隠されているような場

合、あるいは天災、地変等があった場合などの客観的事情をいい」とされており、当該住民の知・不知や病気、旅行等の主観的事情は含まれないとされている。

請求人は、平成31年4月25日付の本件請求で、安八町が[ ]に[ ]を売却した契約の際の諸経費を含む一切の支出を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求しているが、一方で平成29年8月18日に、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/ (1) のとおり住民監査を請求している。

このことは、請求人自らが請求書中、請求の理由1に「安八町長は平成27年7月27日、[ ]の敷地の一部であった[ ]を[ ]へ売却した。行政財産の処分は法第238条第1項に反する違法なものである。」と示しているのとおり、当該事実を知ったうえで平成29年8月18日に住民監査を請求したものであると判断したことから、本件請求のうち、安八町が[ ]に[ ]を売却した契約の際の諸経費を含む一切の支出に係る住民監査請求については、当該事実を知ったうえでの住民監査請求の日から1年を経過している。

また、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「安八町長は平成29年10月17日付の勧告により所要の措置を講じたため、[ ]の敷地の一部であった[ ]の売却日が平成27年7月27日であるが、本件住民監査が当該土地に係る合意解約契約の締結及び所有権抹消が平成30年5月24日であり、並びに安八町が[ ]に支出した賃借料全額の返金があった平成30年5月29日から1年以内であることから、平成27年7月27日の売却の際の諸経費も期限制限が問題になることはない。」と主張しており、これが法第242条第2項にいう正当な理由にあたるものとしているが、当該主張は、仙台地裁平成14年3月25日判決・判例自治238号105頁にいうところの客観的事情とはいえ、むしろ主観的事情であるといえる。

以上のことから、安八町が[ ]に[ ]を売却した契約の際の諸経費を含む一切の支出に係る住民監査請求には、当該行為があった日から1年を経過しており、正当な理由も認められない。

よって、本件請求のうち、安八町が[ ]に[ ]を売却した契約の際の諸経費を含む一切の支出に係る住民監査請求は、正当な理由がなく請求期間を経過していると判断し、これを却下する。

次に、安八町が[ ]から[ ]を買戻した契約の際の諸経費を含む一切の支出について検討した。

これについては、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項/ (4) で示したとおり、法第238条の4第6項の規定に基づき、その行為を無効とするために要した経費一式であり、町に損害を与えたものではなく必要とされる諸経費であった。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。